

羽島市旧庁舎あり方検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定に基づき、羽島市旧庁舎あり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 旧庁舎及びその敷地（以下「旧庁舎等」という。）の利活用に関すること。
- (2) その他旧庁舎等に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種市内団体等が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に定める者のほか、市長が特に適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、委員の任期を短縮することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課庁舎移転・管理室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年5月14日から施行する。